

証券コード7678
2025年4月10日

株 主 各 位

愛知県日進市赤池町西組32番地

株式会社 あさくま

代表取締役社長 廣 田 陽 一

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第52期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asakuma.co.jp//irinfo/library/meeting.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイト「アクセスいただき、〔銘柄名（会社名）〕に「あさくま」又は「コード」に当社証券コード「7678」を入力・検索し、〔基本情報〕〔縦覧書類/PR情報〕を順に選択して、〔縦覧書類〕にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年4月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月25日(金曜日)午前10時(午前9時30分開場)
2. 場 所 愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
名古屋市公会堂 (岡谷鋼機名古屋公会堂)
4階 第7集会室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第52期 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）による議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の前3日までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される場合

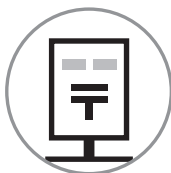


株主総会日時 **2025年4月25日（金曜日）**
午前10時開催
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

郵送にて議決権を行使される場合



行使期限 **2025年4月24日（木曜日）**
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着**するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

第52期 事業報告

(自 2024年 2月 1日)
(至 2025年 1月31日)

当社は、2025年1月31日付にて、当社の完全子会社であった株式会社あさくまサクセッションを吸収合併したことにより連結子会社が存在なくなり、非連結決算会社となっております。そのため、当事業報告においては、当社単体で表記しております。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における当社の取り組みといたしましては、経営理念である「“食”を通じて、社会に貢献していく」に基づき、お客様にびっくりしてもらうをゴールに取り組んでおります。目指す姿としましては、店舗人員を少なくしながらも、お客様から「サービスが良くなったね」と言っていたくことです。しかしながら、目下のところ、トレーニングが追いついておらず、店舗のQ S C(商品品質・接客サービス・清潔さ)についてのクレームを多くいただくようになってしまい、これが来店客数の戻りが鈍い原因ではないかと考え、前期以降引き続き、クレームの改善と、サラダバーの充実に注力してまいりました。

サラダバーにおいては、提供アイテム数を15品目から45品目に増やした店舗を順次拡大しております。また、温かいメニュー“ホットバー”の導入、体験型デザートの実践により、アンケートによるお客様の声からも、喜んでもらっている手応えを感じております。新型コロナウイルス感染症流行前の2019年と比べ、既存店の来店客数の戻りは鈍く、2022年は2019年比で70%を切っている状態でした。2024年の4月からはほぼ100%に近づいてきており、6月以降は2019年の来店客数を超えるまでになり、“ステーキのあさくま”業態全店では2025年1月まで、25カ月連続2桁増収となりました。一方で課題としましては、サラダやデザートのアイテム数や“ホットバー”を実施する店舗を増やしても、商品の補充や清掃がうまくできていないと、お客様の満足感が得られず、逆に不満足を与えてしまうということが分かりました。そのため、当期においては、徹底することが非常に難しいのですが、補充と清掃のチェックとトレーニングに諦めずに全力で取り組みながら、更なるサラダバーの充実に図って、お客様にびっくりしてもらえるものを目指してまいりました。また、コストをかけてでも来店客数増を目指すとして取り組んでおりますが、利益を増やすまでの増加に至っておらず、ここが踏ん張りどころだと思っております。

商品の施策においては、高単価のごちそうメニューとして、“和牛のひつまぶし御膳”、“和牛のステーキ重”、“和牛の焼肉膳”と“ロブスターのテルミドール”の販売を継続して行ってきました。これらの新商品はアンケートで喜んでいただけている手応えの反面、販売数がまだまだ少なく、まずはお勧めして1度食べてもらうことが課題と感じております。今後も高単価のごちそうメニューシリーズをさらに増やし、お客様に喜んでいただけるメニュー開発を行ってまいります。

採用と教育においては、前期以降、積極的に外国人の採用と教育を行ってまいりました。2024年12月～2025年1月には新たに3名のミャンマー人・ベトナム人が入社し、2025年4月までにさらに21名が入社予定で、早期に店長を目指せる人材に育ててまいります。

お客様と一緒にしてお店を作る(カンタレス経営)についてですが、お客様でもあるあさくまアプリ会員の方と一緒にメニューを開発する“お料理プランナーさん”の取り組みとして、季節に合わせたサラダバーに並べるメニュー、“白菜人参の柚子味噌和え”や“大根と厚揚げのみぞれあん”、“いちごのティラミス”などの商品開発を行ってまいりました。今後も季節に合わせたメニューを提供できるように継続して取り組んでまいります。

以上の結果、当社の当事業年度における業績は、売上高が8,350,136千円、営業利益は179,671千円、経常利益は184,711千円、当期純利益は567,974千円となりました。

なお、当事業年度における店舗展開につきましては、直営店で新規に1店舗増加したことに対して、1店舗の退店を行っております。また、2025年1月31日の株式会社あさくまサクセッションとの吸収合併により8店舗の承継を行っております。

上記の結果、当事業年度末現在における当社の店舗数は70店舗にF C店4店舗を加えて74店舗となっております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、256,084千円であります。

①当事業年度中に完成した主要設備

建物 ステーキのあさくま春日井店

②当事業年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

土地 東京都武蔵村山市 一部売却

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡・譲り受け、吸収合併、他の会社の株式等の取得・処分等の状況

当社は、2024年11月13日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社あさくまサクセッションを販促施策などのシナジー効果の創出並びにグループ内における節税や税務・労務の諸手続きの簡略化など重複している業務の削減を目的に吸収合併することを決議し、2025年1月31日付で実施しております。また、同社が営んでおりました全事業に関するすべての権利義務を承継いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、堅調な企業業績を背景に雇用・所得環境の改善が進み、景気は底堅く推移し、外食需要の回復基調が継続しております。一方で、長期化する地政学的リスクや円安傾向等による輸入物品やエネルギー価格、人手不足による人件費の高騰等のあらゆるコスト上昇が経営環境を圧迫しており、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

こうした状況のなか、当社は、2年間行っていなかった価格改定を行い、持続的成長のための好循環を創出するべく、以下の課題に引き続き取り組んでまいります。

①Q S Cや生産性向上のための人材教育と仕組みづくり

②商品施策・サラダバーの充実と衛生管理の向上

③新規出店や既存店舗のブラッシュアップ

④新業態の開発・展開による顧客基盤の強化

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第49期 (2022年3月期)	第50期 (2023年3月期)	第51期 (2024年1月期)	第52期 (2025年1月期)
売 上 高(百万円)	5,056	5,866	5,807	8,350
経 常 利 益(百万円)	421	35	176	184
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	35	△12	130	567
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	6.74	△2.29	24.56	106.89
総 資 産(百万円)	3,752	3,171	3,643	4,355
純 資 産(百万円)	2,412	2,372	2,502	3,070
1株当たり純資産 (円)	452.90	446.47	471.03	577.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 第51期につきましては、事業年度の変更に伴い、2023年4月1日から2024年1月31日までの10ヵ月間となっております。
4. 当社は、当社の完全子会社である株式会社あさくまサクセッションを2025年1月31日を効力発生日として吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第52期より連結計算書類を作成しておりません。よって、当事業年度から事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社テンポスホールディングスで、同社は当社の株式を3,302千株（議決権比率62.17%）保有いたしております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

- イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項
親会社等との取引については、当該取引の当社の事業上の必要性を検討し、取引条件の市場価格・水準を勘案する等、当該取引が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
親会社等との取引については、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の取締役会は、当社の利益を害することはないと判断しております。

- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

当社の完全子会社であった株式会社あさくまサクセッションを販促施策などのシナジー効果の創出ならびにグループ内における節税や税務・労務の諸手続きの簡略化など重複している業務の削減を目的に、2025年1月31日付で吸収合併いたしました。

これにより、当事業年度末におきまして、当社の連結子会社はありません。

(8) 主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

当社は飲食店舗の運営を主な事業としております。この他に飲食事業に付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしていません。

(9) 主要な事業所 (2025年1月31日現在)

①本部

愛知県名古屋市天白区

②店舗 (フランチャイズ店を含む)

都府県名	あさくま		計
	直 営 店	F C 店	
愛 知 県	24	—	24
岐 阜 県	5	—	5
三 重 県	4	—	4
静 岡 県	12	1	13
千 葉 県	5	1	6
神 奈 川 県	5	1	6
茨 城 県	2	—	2
埼 玉 県	4	—	4
東 京 都	9	—	9
岡 山 県	—	1	1
合 計	70	4	74

③子会社

該当事項はありません。

(注) 当社の連結子会社であった株式会社あさくまサクセッションは、吸収合併を行ったため、当事業年度より連結の範囲から除外しております。

(10) 使用人の状況 (2025年1月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名 (542名)	26名増 (103名増)	40歳1ヶ月	3年11ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は()内に雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、臨時従業員は含まれておりません。
4. 前事業年度末比増減は、前事業年度単体の使用人数と比較しております。
5. 従業員数が当事業年度末において、26名(103名)増加しておりますが、これは主として2025年1月31日付で、株式会社あさくまサクセッションを吸収合併したこと、及び店舗あたりのパート従業員が増加したことによるものです。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年1月31日現在)

借入先	借入残高
岐阜信用金庫	80,352千円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年1月31日付で、株式会社あさくまサクセッションの吸収合併を行いました。これにより当事業年度末年度末時点では連結子会社を有しておりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18,800,000株

(2) 発行済株式の総数 5,314,292株 (自己株式70,728株を除く。)

(3) 株主数 9,370名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社テンポスホールディングス	3,302,913株	62.15%
有 限 会 社 あ さ し お	367,336株	6.91%
近 藤 裕 貴	148,382株	2.79%
西 尾 す み 子	145,900株	2.74%
近 藤 典 子	141,182株	2.65%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	44,616株	0.83%
麒麟麦酒株式会社	42,000株	0.79%
近 藤 千 鶴 子	38,796株	0.73%
本 坊 酒 造 株 式 会 社	10,000株	0.18%
あ さ く ま 従 業 員 持 株 会	9,400株	0.17%

- (注) 1. 当社は、自己株式を70,728株保有しておりますが、上記株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(70,728株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 有限会社あさしおの持株数は、日本証券金融株式会社(日証金)への貸付株82,700株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2025年1月31日現在）

	第5回新株予約権
発行決議の日	2018年12月13日
保有者数	当社従業員 3名
新株予約権の数	600個
目的である株式の種類及び数	普通株式 600株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき483円
行使期間	2020年12月14日から 2028年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員、もしくは当社のグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年1月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 田 陽 一	株式会社ドリームダイニング取締役社長
取 締 役	西 尾 すみ子	管理部長
取 締 役	森 下 篤 史	株式会社テンポスホールディングス代表取締役社長 株式会社テンポスバスターズ代表取締役 株式会社テンポス情報館代表取締役 株式会社ディースパーク代表取締役 株式会社テンポスフードプレイス代表取締役 株式会社ドリームダイニング代表取締役 キッチンテクノ株式会社取締役 ヤマトサカナ株式会社代表取締役 TENPOS MYANMAR Co.,Ltd. MANAGING DIRECTOR
取 締 役	清 水 孝 洋	商品企画考房株式会社代表取締役 一般社団法人市場創造学会理事
取 締 役	平 間 律 子	ベースシステム株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	酒 井 圭 吾	
監 査 役	勝 部 康 男	
監 査 役	北 見 一 幸	株式会社一幸代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 清水孝洋氏及び平間律子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 勝部康男氏及び北見一幸氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役 清水孝洋氏及び平間律子氏並びに社外監査役 勝部康男氏及び北見一幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役等の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5 名 (2 名)	24,578千円 (1,200千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	4,200千円 (1,200千円)
合 計	8 名	28,778千円

(注) 役員の金銭報酬の額は、1984年9月27日開催の第11期定時株主総会において年額120,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は2名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を取締役会決議にて定めております。

また、取締役会は、代表取締役廣田陽一に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社の持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本方針とし、基本報酬のみで構成する。

② **基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位及び職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ **業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等については支給しない。

④ **金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、基本報酬のみであるためこれを定めない。

⑤ **取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の限度額内で基本報酬の総額について取締役会での決議に基づき、上記各方針に従って具体的な額を決定するよう代表取締役社長廣田陽一に対して委任するものとする。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからである。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給総額の内容について十分な協議を行わなくてはならない。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役 清水 孝洋	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席いたしました。同氏の豊富なビジネス経験と知見に基づく客観的な視点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 平間 律子	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席いたしました。同氏の経営者としての経営的な見地から、経営全般に有意義な発言を積極的に行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 勝部 康男	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会16回の全てに出席しており、同氏の企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を活かし、取締役会の活動や意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 北見 一幸	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査役会16回のうち14回に出席しており、同氏の経営者として培った知識・見地から経営に有益な助言・提言を適宜行い、意見を述べております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、経営の適正性・透明性を高めるために、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針」を以下のように定めて運用しております。

なお、子会社に関する記述は、2025年1月31日までの体制及び運用状況を記載しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制に関するコンプライアンス基本規程により、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守した行動を取るための行動規範を定める。
- ・取締役会を定期的に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。
- ・取締役は、他の取締役及び使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ・内部監査室による監査を実施し、業務の適正性等を確保する。
- ・内部通報制度を運用し、法令及び定款に反する事実の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程及び管理マニュアルに従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて管理状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ・取締役及び監査役は上記に係る重要な情報・文書を常時閲覧できる体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき企業集団におけるリスクを抽出し、重要性に応じて適切な対策を策定・実施する。また、リスク管理の実施状況を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から、重要な事項については、取締役会において報告・審議する。
- ・情報リスクに関する規程を定め、経営的損失を未然に防止する体制を確保する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の相互監督を行う。
- ・取締役会の議案は取締役会規程の付議基準により、事前に取り締役及び監査役に議案に関する資料を配布することで、審議の活性化・実質化を図る。
- ・経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、職務権限規程等を整備する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社管理規程により経営管理を行う一方、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、業務の適正な運用について積極的に指導を行う。
- ・子会社における経営上の重要な事項は、定期的に当社へ報告するものとする。取締役は総合的に助言・指導を行う。
- ・取締役は、子会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ・監査役は、子会社の監査役と意見交換等を実施し、連携を図る。
- ・内部監査室は、子会社の内部監査を実施し、結果を取締役会及び監査役に報告する。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・金融商品取引法の定めによる財務報告の適正性を確保するため、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の整備・運用状況を定期的に評価し、継続的に改善を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役と相談の上、その意見を十分考慮して検討する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人の任命については、監査役の同意を必要とする。また使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

⑩ 監査役への報告に関する体制及び当該報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ・監査役は、代表取締役社長及び取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的な会合を開催することにより、監査役監査の環境整備の状況や重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行状況について

- ・取締役会が14回開催され、取締役・監査役が出席の上で、経営上の重要事項（事業方針・資本政策・重要人事・法定事項等）を始め個別議案の審議が行われております。

なお、社外取締役（2名）、社外監査役（2名）から随時意見表明がされており、経営の透明性は確保される体制となっております。

② コンプライアンス及びリスク管理体制について

- ・関係する社内規程を整備し、各種研修を実施し、取締役以下従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見と迅速適切な対応を図っております。

③ 当社及びグループにおける業務の適正を確保するための体制について

- ・子会社の取締役が当社の取締役会にて業務執行状況について報告を行っております。
- ・監査役が親会社及び子会社監査役と定期的な意見交換を実施し、また内部監査室と連携し監査結果の共有を図り、業務の適正性を検証しております。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制について

- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保体制について

- ・監査役は、監査役会を16回開催した他、取締役会に出席し経営上の重要事項について報告を受け、取締役の業務執行状況を直接確認しております。また、代表取締役を始め取締役と定期的に会合し、経営課題、監査上の重要課題等についてヒアリングと意見交換を実施しております。
- ・常勤監査役は、会計監査人や内部監査室と定期的に意見交換を実施し、効率的な監査業務の遂行を図りながら、コンプライアンスに関する問題点を日常的に監査する体制を整備しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、収益に応じて株主の皆様への配当を実施することを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

貸 借 対 照 表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,601,490	流動負債	1,107,886
現金及び預金	2,062,036	買 掛 金	562,044
売 掛 金	331,934	1年以内返済長期借入金	14,592
原 材 料	68,000	未 払 金	192,006
貯 蔵 品	3,976	未 払 法 人 税 等	14,372
前 払 費 用	41,826	未 払 費 用	156,880
未 収 入 金	93,309	前 受 金	1,771
そ の 他	405	預 り 金	2,473
固定資産	1,754,243	株主優待引当金	43,235
有形固定資産	654,782	賞 与 引 当 金	16,354
建 物	443,730	そ の 他	104,156
構 築 物	24,191	固定負債	176,956
機 械 及 び 装 置	18,074	長 期 借 入 金	65,760
工具、器具及び備品	96,539	預 り 保 証 金	22,200
土 地	68,445	資 産 除 去 債 務	88,996
建 設 仮 勘 定	3,800	負 債 合 計	1,284,843
無形固定資産	19,744	純 資 産 の 部	
借 地 権	18,590	株主資本	3,070,889
ソフトウエア	1,154	資 本 金	91,756
投資その他の資産	1,079,716	資 本 剰 余 金	1,713,231
差 入 保 証 金	456,771	資 本 準 備 金	609,890
繰 延 税 金 資 産	537,159	その他資本剰余金	1,103,340
長 期 預 金	50,000	利 益 剰 余 金	1,372,643
そ の 他	35,785	利 益 準 備 金	551
資 産 合 計	4,355,733	その他利益剰余金	1,372,092
		繰越利益剰余金	1,372,092
		自 己 株 式	△106,741
		純 資 産 合 計	3,070,889
		負債及び純資産合計	4,355,733

損 益 計 算 書

(自 2024年 2 月 1 日)
(至 2025年 1 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		8,350,136
売上原価		3,728,080
売上総利益		4,622,055
販売費及び一般管理費		4,442,384
営業利益		179,671
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,826	
不動産賃貸料	3,206	
その他	1,603	6,636
営業外費用		
その他	1,596	1,596
経常利益		184,711
特別利益		
固定資産売却益	11,820	
抱合せ株式消滅差益	586	12,407
特別損失		
減損損失	80,258	
店舗閉鎖損失	6,980	87,238
税引前当期純利益		109,880
法人税、住民税及び事業税	21,562	
法人税等還付額	△32,157	
法人税等調整額	△447,499	△458,093
当期純利益		567,974

株主資本等変動計算書

(自 2024年 2 月 1 日)
(至 2025年 1 月31日)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	91,531	609,665	1,103,340	1,713,006	551	804,118
当 期 変 動 額						
新株の発行	225	225		225		
自己株式の取得						
当期純利益						567,974
当期変動額合計	225	225	－	225	－	567,974
当 期 末 残 高	91,756	609,890	1,103,340	1,713,231	551	1,372,092

項 目	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	
	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	804,669	△106,429	2,502,778	2,502,778
当 期 変 動 額				
新株の発行			450	450
自己株式の取得		△312	△312	△312
当 期 純 利 益	567,974		567,974	567,974
当期変動額合計	567,974	△312	568,111	568,111
当 期 末 残 高	1,372,643	△106,741	3,070,889	3,070,889

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～40年
うち、資産除去債務に関連する資産	30年
構築物	5～30年
機械及び装置	2～17年
工具・器具及び備品	2～15年

- ② 無形固定資産…定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金…従業員の賞与給付に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ② 株主優待引当金…株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、飲食店舗において当社の商品を提供した時、外販商品については商品が顧客に到着した時にそれぞれ収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、株主優待券受取額、親会社株主優待券の交換手数料、他社ポイントの付与相当額及びフランチャイズ（ＦＣ）店舗向けに販売している原材料については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を差し引いた純額を収益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した額であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度	
	本社	店舗
有形固定資産	58,698	596,083
無形固定資産	1,154	18,590
合計	59,852	614,673
減損損失	7,960	72,298

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。原則として、各店舗の営業損益が過去２期連続してマイナスとなったとき、各店舗の営業損益がマイナスであり翌年度予算も継続してマイナスであるとき、店舗の固定資産の時価が著しく下落したとき、あるいは店舗閉鎖の意思決定をしたとき等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

市場環境の変化等により翌事業年度以降の収益予測及び営業利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

当事業年度が開店初年度の店舗、または、各店舗の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合、もしくはマイナスとなる見込みの場合として減損の兆候を把握し、将来の収益予測及び営業利益予測により減損損失を計上しなかった店舗の固定資産の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度
開店初年度の店舗の固定資産帳簿価格	36,462
減損の兆候を把握したが減損損失を計上しなかった店舗の固定資産帳簿価額	18,573

(2) 繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	537,159
--------	---------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2015年12月28日）に基づき、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当事業年度において、破産手続中であった株式会社竹若の破産手続廃止の決定がされたことに伴い、過年度に計上した同社の債権に対する貸倒引当金繰入額 812,892千円を税務上損金に算入しております。また、子会社であった株式会社あさくまサクセッションを、2025年1月31日に吸収合併しております。その結果、当事業年度末における繰越欠損金は、1,451,354千円となりました。

会計上将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部は将来の一定期間内に回収できると判断しておりますが、収益予測及び営業利益予測の前提となる顧客数、顧客単価、原価率、販売費及び一般管理費にかかる事業計画値には、一定の仮定を用いております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社は、当事業年度において税務上の繰越欠損金が発生しております。また、「10.企業結合等に関する注記」に記載している企業結合に伴い、連結子会社で有していた税務上の繰越欠損金を引き継いでおります。

市場環境の変化等により翌事業年度以降の収益予測及び営業利益予測の仮定が大きく異なった場合には、これらの税務上の繰越欠損金の取崩見込額が変わり、法人税等調整額に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,011,775 千円

(2) その他流動負債のうち、契約負債の金額 3,687 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 12,848 千円

関係会社に対する短期金銭債務 971 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 63,782 千円

営業取引以外の取引 1,420 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	5,384,070	950	—	5,385,020

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	70,629	99	—	70,728

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当支払額

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用につきましては主として安全性が高い預金等により運用し、また、資金調達については必要に応じて銀行借入により行う方針であります。デリバティブ取引等の投機的な取引は、行わない方針であります。

営業債権である売掛金については、主として顧客のクレジット決済によるものであり、信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に本店に関わる賃貸借契約等に基づく保証金及び敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。営業債権及び差入保証金に係る信用リスクは、当社の経理規程に従い、取引先毎に残高確認を行う等、担当部署が相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日でするので、流動性リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	456,771	392,032	△64,738
長期借入金	(80,352)	(80,265)	△86

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。
2. 長期借入金については、1年内の期限到来分を含めて記載しております。
3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
- 金融商品の時価を時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当事業年度（2025年1月31日）
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当事業年度（2025年1月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	392,032	—	392,032
資産計	—	392,032	—	392,032
長期借入金	—	80,265	—	80,265
負債計	—	80,265	—	80,265

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、それぞれ信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,548 千円
有形固定資産減損損失	134,676 千円
資産除去債務	30,196 千円
税務上の繰越欠損金	455,308 千円
その他	17,425 千円
小計	643,156 千円
評価性引当額	△98,991 千円
繰延税金資産合計	544,165 千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計	△7,005 千円
繰延税金資産の純額	537,159 千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

会社等の名称 (氏名)	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社						
(株)あさくま サクセッシ ョン(注)3	(所有) 直接 100.00	資金の援助	貸付金の回収 (注)2	4,000	—	
			利息の受取 (注)2	1,420		
兄弟会社						
(株)テンポス フィナンシ ャルトラ スト	—	クレジット カード 決済処理 サービ ス事業	クレジットカ ード売上高 (注)1	3,888,770	売掛金	167,193
			クレジットカ ード取扱手 数料(注)1	119,944		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利等で勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は子会社との貸付契約によっております。
3. 当社は、(株)あさくまサクセッションを2025年1月31日付で吸収合併しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年2月1日 至 2025年1月31日
レストラン売上高	7,870,685
外販商品売上高	426,579
その他	52,870
顧客との契約から生じる収益	8,350,136
その他の収益	—
外部顧客への売上高	8,350,136

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年2月1日 至 2025年1月31日
期首残高	3,402
期末残高	3,687

(注) 貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

契約負債は、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

10. 企業結合等に関する注記

(1) 連結子会社との合併

当社は、2024年11月13日開催の取締役会において、2025年1月31日を効力発生日として、完全子会社である株式会社あさくまサクセッションを吸収合併することを決議し、2024年11月13日付で合併契約を締結し、2025年1月31日に同社を吸収合併しております。

取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結子会社である株式会社あさくまサクセッションの全事業

事業の内容：飲食事業

② 企業結合日

2025年1月31日

③ 企業結合の法的形式

株式会社あさくまサクセッションを消滅会社、株式会社あさくま（当社）を存続会社とする無対価吸収合併方式

④ 結合後企業の名称

株式会社あさくま（当社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

株式会社あさくまサクセッションは、2013年の当社からの出資により当社の完全子会社となり、以来、飲食事業の拡販に努めてまいりました。

当社は、合併により、販促施策などのシナジー効果の創出並びにグループ内における節税や税務・労務の諸手続きの簡略化など重複している業務の削減を目的に、同社を吸収合併することといたしました。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

577円85銭

1株当たり当期純利益

106円89銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社区分	場所	用途	種類
当 社	愛 知 県 日 進 市	店 舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	愛 知 県 一 宮 市	店 舗	建物、構築物、工具器具及び備品
	愛 知 県 大 府 市	店 舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	愛知県名古屋市昭和区	店 舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	愛知県名古屋市緑区	店 舗	建物、構築物、工具器具及び備品
	東 京 都 八 王 子 市	店 舗	建 物、 工 具 器 具 及 び 備 品
	東 京 都 世 田 谷 区	店 舗	建 物
	東 京 都 品 川 区	店 舗	建 物、 工 具 器 具 及 び 備 品
	神 奈 川 県 藤 沢 市	店 舗	建 物、 工 具 器 具 及 び 備 品
	神奈川県相模原市	店 舗	構築物、工具器具及び備品
	埼 玉 県 川 越 市	店 舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	埼 玉 県 三 郷 市	店 舗	構築物、工具器具及び備品
	茨 城 県 つ く ば 市	店 舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	千 葉 県 流 山 市	店 舗	建 物、 工 具 器 具 及 び 備 品
	静 岡 県 藤 枝 市	店 舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	静 岡 県 袋 井 市	店 舗	建 物
	静 岡 県 磐 田 市	店 舗	建 物
	静岡県浜松市中央区	店 舗	建 物、 工 具 器 具 及 び 備 品
	愛知県名古屋市天白区	本 部	工 具 器 具 及 び 備 品

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合は、回収可能価額はゼロとして評価しております。

その内訳は、建物及び構築物53,828千円、機械装置2,561千円、工具器具及び備品23,868千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、ほとんどの資産で割引前将来キャッシュ・フローが見込まれないため割引率の記載を省略しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（1株当たり情報に関する注記を除く）に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。1株当たり情報に関する注記に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月18日

株式会社あさくま
取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 幹 根
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 肥 田 晴 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさくまの2024年2月1日から2025年1月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を確認し検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月21日

株式会社あさくま 監査役会

常 勤 監 査 役 酒 井 圭 吾 ㊟

社 外 監 査 役 勝 部 康 男 ㊟

社 外 監 査 役 北 見 一 幸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
1	ひろた よういち 廣 田 陽 一 (1984年8月13日)	2008年10月	株式会社テンポスバスターズ入社	100株
再任		2013年 6 月	同社北関東エリアマネージャー	
		2016年 9 月	同社営業本部営業課課長兼新宿エ リアマネージャー	
		2018年 3 月	同社営業本部東日本営業部部长	
		2019年 5 月	同社関西エリアマネージャー	
		2020年 2 月	同社営業本部西日本営業部部长	
		2022年 6 月	株式会社ドリームダイニング取締役社長 当社代表取締役社長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 廣田陽一氏は、代表取締役社長就任以来、強いリーダーシップを発揮して当 社の経営を指揮・牽引してまいりました。今後も更なる企業価値向上に貢献 することが見込まれ、当社の持続的成長に資するものと判断し、引き続き同 氏を取締役候補者いたしました。				
2	しみず かずなり 清 水 一 成 (1969年1月8日)	1991年11月	株式会社プレス（現 株式会社プロントコーポレーション）入社	一株
新任		2002年10月	同社営業部長 兼任 プロントビジネススクール長	
		2005年 3 月	同社営業革新部長 兼任 株式会社プロントコリア副社長	
		2008年 1 月	株式会社プロントサービス専務取締役	
		2017年 7 月	イトアンド株式会社（現 株式会 社イトアンドホールディング ス）入社 外食統括補佐	
		2018年 4 月	同社執行役員	
		2020年 4 月	株式会社アールベイカー代表取締役	
		2022年 8 月	株式会社ヤマト取締役社長（現ヤ マトサカナ株式会社）	
		2025年 4 月	同社取締役（現任）	
【取締役候補者とした理由】 清水一成氏は、長年にわたり外食事業に携わり、豊富な経験と幅広い見識を 有し、主力事業の拡大や新規事業推進の中心的役割を果たしてきておりま す。これまでの十分な実績と経験から、優れた経営手腕が発揮されることを 期待し同氏を取締役候補者いたしました。				

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
3	もりした あ つ し 森 下 篤 史 (1947年2月13日)	1971年 4 月	東京電気株式会社（現東芝テック株式会社）入社	一株
		1992年 5 月	株式会社豊饒（現 株式会社テンポスホールディングス）設立取締役	
		1997年 4 月	株式会社豊饒（現 株式会社テンポスホールディングス）代表取締役	
		2006年 8 月	株式会社三和デンタル取締役	
		2006年12月	当社取締役	
		2009年 6 月	当社代表取締役	
		2016年 7 月	株式会社テンポスホールディングス取締役	
		2016年 7 月	株式会社テンポスドットコム代表取締役	
		2016年 7 月	株式会社プロフィット・ラボラトリー取締役	
		2017年 6 月	株式会社テンポスパスターズ分譲準備会社（現テンポスパスターズ）取締役	
		2017年11月	株式会社テンポスホールディングス代表取締役社長（現任）	
		2018年 3 月	株式会社ディースパーク代表取締役（現任）	
		2018年 4 月	株式会社テンポスパスターズ代表取締役（現任）	
		2018年 9 月	株式会社テンポス情報館代表取締役（現任）	
		2018年 9 月	株式会社テンポスフードプレイス代表取締役（現任）	
		2020年 2 月	株式会社ドリームダイニング代表取締役（現任）	
	2022年 6 月	キッチンテクノ株式会社取締役（現任）		
	2023年 6 月	当社取締役（現任）		
	2023年 9 月	ヤマトサカナ株式会社代表取締役（現任）		
	2024年 1 月	TENPOS MYANMAR CO.,Ltd.MANAGING DIRECTOR（現任）		
再任	【取締役候補者とした理由】 森下篤史氏は、テンポスグループの最高経営責任者であり、大所高所の見地から経営全般に対する指導、助言を行い、多くの成果を上げてまいりました。これまでの豊富な経営経験から培われた優れた経営手腕は当社の企業価値向上に欠かせないことから、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
4	ひら ま り つ こ 平 間 律 子 (1956年2月25日)	1978年 4 月	広森産業株式会社入社	4,000株
		1984年 8 月	ベースシステム株式会社入社	
		1998年 6 月	同社代表取締役副社長	
		2007年 8 月	同社代表取締役社長（現任）	
		2012年 6 月	当社社外監査役	
		2017年 6 月	当社社外取締役	
		2023年 6 月	当社社外取締役（現任）	
再任	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 平間律子氏は、経営者として人格、見識ともに優れ、企業経営分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。企業価値向上に繋がる客観的視点からの積極的、かつ的確な助言を期待できることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といいたしました。また、同氏には豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的な立場で、経営を監督する役割を果たしていただいております。			
5	ふ じ た か ず ひ さ 藤 田 和 久 (1967年7月27日)	1991年 4 月	三井デザインテック株式会社入社	一株
		2003年 5 月	グランエンジニアズ株式会社設立 代表取締役社長（現任）	
		2010年11月	グランパートナーズ株式会社設立 代表取締役社長（現任）	
		2011年 2 月	グランフーズ株式会社設立代表取 締役社長（現任）	
新任	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 藤田和久氏は、長年にわたり空間・内装の企画・デザイン・施工に携わり、経営者として人格、見識ともに優れ、外食事業にも精通しております。同氏の豊富なブランディング、パッケージングに関する知見を当社の経営に生かしていただくため、同氏を社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 廣田陽一氏は、当社親会社である株式会社テンポスホールディングスの子会社である株式会社ドリームダイニングの業務執行者でありました。また、同氏の現在及び過去10年間に於ける同社の業務執行者としての地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
2. 森下篤史氏は、当社議決権の62.17%を保有する親会社である株式会社テンポスホールディングスの代表取締役社長であります。また、同氏の現在及び過去10年間に於ける同社並びにその子会社の業務執行者としての地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 株式会社テンポスホールディングス及び同社グループ会社との取引の状況につきましては、個別注記表 8. 関連当事者との取引に関する注記をご覧ください。
4. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 候補者のうち平間律子氏、藤田和久氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、平間律子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し届け出る予定であります。また、藤田和久氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 平間律子氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって1年10ヶ月となります。
8. 当社は社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者平間律子氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、藤田和久氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
まつぐち とうひろ 松 口 藤 宏 (1951年9月8日)	1977年 4 月 2004年 3 月 2016年12月 2019年 4 月	株式会社フジタカ入社 同社管理本部マネージャー 当社入社 当社内部監査室長（現任）	一株
【補欠監査役候補者とした理由】 松口藤宏氏は、長年にわたり事業会社において管理部門全般の業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。当社においても内部監査室長として監査業務を経験し、経営の監視や適切な助言ができると判断し、同氏を補欠の監査役候補者といいたしました。			

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

<代表取締役会長就任にあたっての所信表明>

新任代表取締役会長候補者
清水 一成

平素は格別のご高配とご支援賜り、厚く御礼申し上げます。

この度伝統と格式のある株式会社あさくま取締役候補者となり、とても光栄に感じております。株主総会において選任して頂けることを前提に所信表明をさせていただきます。

大きく二つの方針があり、一つ目は『変化への対応』です。現在日本を含め世界中にて変化が激しさを増しております。またこの流れは一過性のもではなく、更にスピードを増し、時代が変化していくことを前提に考えなければなりません。日本国内では、急激なインフレ・円安の流れに加え、人口の減少よりも高齢化による胃袋消費量の減少の方が我々のビジネスには深刻な課題となっています。

これらの事にスピード感を持って対応していかなければ、会社は生き残れないという危機感を、どれだけの社員に持って頂けるかに会社の存続が掛かっています。

それには会社の風土を変える必要があります。ライバル社の成長、お客様の求めるものの変化があるのだから『現状維持を選べば衰退する』のだと、そうならない為に全ての事をゼロベースで、又是々非々で考え合理的な判断をしていく、そんな対応力が高くスピード感のある風土を目指します。それをあらゆる機会を通じて伝え、浸透させていく所存です。

二つ目は『伝統を継承し、更に磨いていく』です。ステーキのあさくま店舗は地域に愛され支えられて今日まで商売をさせて頂いております。特に創業期にオープンした店舗空間は、現在でも見劣りすることなく、むしろ老舗感が増しています。これを徹底的に磨くことで食べるだけのチェーン店ではなく、格式と文化を兼ね備えるチェーン店としていく所存です。

また日本人として先祖からの良い文化や伝統を理解継承していく為に、教育にも力をいれ、日本人の誇りと自信が持てるようにしていきたいと考えます。その上でグローバル化に対応し、グローバル人材も活躍出来る会社を目指します。

この二つの方針を推進し、数年内には海外展開を行い、海外事業を成長事業の柱にして参ります。また、テンポスホールディングス外食部門のリーディングカンパニーとして、3年後にグループ外食目標売上500億円に向けて大きく寄与することで、当社も含め原材料高騰等の全体のシナジーに貢献して参ります。

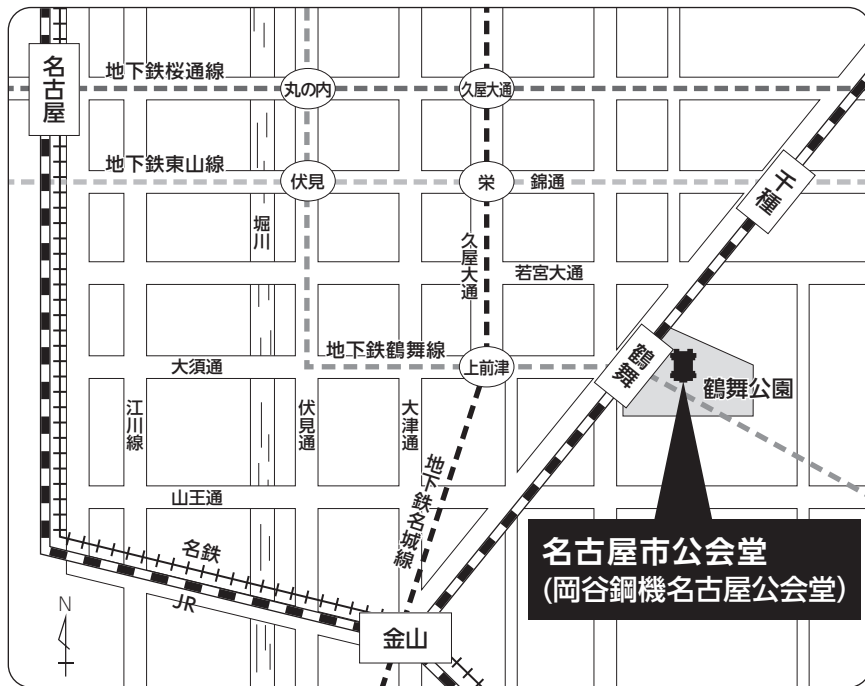
創業者の思い、従業員の思い、そして株主の皆様の期待をしっかりと背負い、これからの厳しい競争の中で飛躍することで必ず勝ち残り、ステーキホルダーの皆様が誇れる自慢出来る会社、ブランドにして参る所存です。

何卒ご支援ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

- 会 場 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
名古屋市公会堂（岡谷鋼機名古屋公会堂）4階 第7集会室
- 交通機関 地下鉄 鶴舞線「鶴舞駅」下車
4番出口より徒歩2分
JR 中央本線「鶴舞駅」下車
公園口より徒歩2分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

